

令和4年度 台風、大雪等による臨時休校等について

令和4年4月1日
朝来市教育委員会

1 午前6時の時点で警報が発令中の場合

- (1) こども園(1号認定児)、小・中学校とも臨時休校・休園とする。
- (2) 学童クラブは開設しない。
- (3) こども園(2、3号認定児)については通常通り開設する。

2 午前6時以降、各学校園の始業時刻までに警報が発令された場合

- (1) 上記1と同様の扱いとする。
- (2) 登校園した子どもたちがある場合は、以下3と同様の扱いとする。

3 子どもたちが登校園後に警報が発令された場合

「警報とは、重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。(気象庁ホームページより)」このことより、各学校園では、発令時点での下校や引き渡しの実施について、園児児童生徒の安全確保を最優先した判断を行う。

- (1) 登校園済み園児児童生徒の安全確保を第一にして、保護者と連絡を取り合いながら、速やかに帰宅させる。

ただし、速やかな下校や引き渡しが危険と判断した場合は、安全を確保するため、園児児童生徒を学校園の安全な場所で待機させ、帰宅時間を判断する。

- (2) 帰宅の時間設定等は各学校園での対応とする。
(給食の提供、スクールバスの利用含む)

①スクールバスについては、各校で運転手及びバス会社・タクシー会社に連絡する。

「引き渡しによる下校を行うことから、バスを利用しません」等

②給食の提供を希望するかについては、発令後速やかに各校で、学校給食センターに連絡する。(ただし、提供時間については通常の時間を前提とする。)

(学校給食センター：079-672-2801)

- (3) 教育委員会事務局へ対応について報告する。

(教育事務所への報告のためにも、速やかに報告する。)

- (4) 学童クラブは、警報発令時は開設しない。ただし、学童クラブ開設後の警報発令時は、各学童クラブでの対応とする。

4 その他

- (1) こども育成課関係は、園への連絡網で連絡する。
- (2) 各校長は、連絡網による連絡を速やかに行うとともに、教職員等へ必要事項を端的に連絡する。※携帯電話は常に近くに所持し緊急時に備える。
- (3) 市民向け情報発信サイト「あさご安全安心ネット」に必ず加入する。

＜登録は、asago@bosai.net へのメール送信から＞

＜該当する警報について＞

◎種類について … 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪（左記、「特別警報」含）

◎発令地域について … 朝来市に上記の気象警報が発令されている場合

注意 → 警報の範囲は「朝来市に警報発令」の場合です。報道機関によっては「但馬南部」が用いられる場合がありますが、「朝来市」が入ってない時は対象外です。必ず複数の媒体(例：気象庁 HP、市町別の詳細情報が流されるテレビ局)等で確認する。